

令和8年度 大田原ブランド認定 募集要項

1 目的

大田原市の自然豊かな環境の元で生産又は加工製造される特に優れた特産品を大田原ブランドとして認定し、情報発信することにより、大田原市の知名度向上を図るとともに、産業の振興及び地域活性化に資することを目的とします。

2 認定の対象

認定の対象は、以下のどちらかの条件を満たす必要があります。

- (1) 大田原市内で生産または加工製造されたもの
- (2) 大田原市内の生産物を材料として加工製造されたもの

3 申請資格

認定の申請を行うことができる方は、特産品を生産または加工製造している個人、法人及び団体等で、原則として大田原市内に主たる事業所を有する方とします。

4 募集期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで。

5 申請方法

別紙の「大田原ブランド認定申請書」に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申請受付窓口までご持参ください（午前9時から午後4時30分まで、土日祝日は除く）。

郵送やE-mail等での受け付けはしていません。

【申請書類・申請部数】

(1) 申請書類

- ①大田原ブランド認定申請書（様式第1号）
- ②大田原ブランド認定申請調書（別記様式1）
- ③誓約書（別記様式2）
- ④参考資料（特産品の概要がわかるパンフレット等）
- ⑤住民票の写し（申請者が個人の場合）
登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合）
規約等組織の概要がわかる書類（申請者が団体（任意）の場合）

(2) 申請部数

正本１部。

また、上記申請書類（１）の④参考資料については、申請後、追加提出を求める場合があります。

(3) その他

審査会及び最終判定をする協議会において、委員に試食をしていただきますので、申請品の提供にご協力をお願いいたします。（申請品が工芸品等の場合は、審査後返却いたします。）

6 認定基準

(1) 要件

大田原ブランドとして認定を受けるためには、下記のすべての要件を満たす必要があります。

①食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法の関係法を順守していること

②製造基準、表示基準を満たしていること

③公序良俗に反するものでないこと

(2) 認定基準

項 目	内 容	詳 細
オリジナル性	(1) 独自性があるもの (2) 類似のものに対して優位性が主張できるもの (3) 大田原市がPRできる魅力あるもの	(1) 大田原市のもつ歴史・文化や土壌・水等の素材が十分活用されていること (2) 商品特性（品質、形状、味、色等）が優れていること (3) 関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがあること (4) 観光誘客促進の見込みがあること
信頼性	品質の安全、安心を確保できるもの	(1) 安全に対する検査体制、品種や生産等の商品規格が統一されていること (2) 苦情、要望等に対応できる体制があること
持続性	安定して供給できるもの	(1) 安定供給が継続できること (2) 組織内での基準設定があり、組織内審査を経ていること

7 選定方法

申請内容について、大田原市ブランド推進協議会審査部会において審査を行い、その審査結果に基づき、大田原市ブランド推進協議会が認定を決定します。

8 審査結果

審査結果は、申請者に対し大田原ブランド認定結果通知書により通知します。

9 認定期間

認定の決定があった日から令和11年3月31日まで。

10 スケジュール（予定）

令和8年 9月	募集要項周知
令和8年11月	申請受付期間
令和9年 1月	大田原市ブランド推進協議会審査部会（審査）
2月	大田原市ブランド推進協議会（認定の決定）
3月	大田原ブランド認定証交付式

11 その他の事項

- （1）応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- （2）提出された書類は一切返却しません。
- （3）募集に係る情報公開請求があった場合は、大田原市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあります。
- （4）審査に対する異議申し立てはできません。

12 問い合わせ先（申請受付窓口）

※申請に係る書類は、窓口まで直接お持ちください。

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市役所 産業文化部 商工観光課（大田原市役所4階）
電 話：0287-23-3145
FAX：0287-23-8697
E-mail：syoukou@city.ohatawara.tochigi.jp